

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 29 日から 38 年 8 月 26 日まで
私は、ハガキにより、A社（現在は、B社）の勤務期間について脱退
手当金の支払を受けていると知ったが、脱退手当金の支給を受けた記憶
はありません。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年
11 か月後の昭和 41 年 7 月 28 日に支給決定されたことになっており、事
業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被
保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の
最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求と
なっているが、申立人が請求したとすれば、2回の被保険者期間のうち、
最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月 10 日から 23 年 12 月 1 日まで
私は運転免許証を所持していたことから、A事業所B支局の勤務時にC社に採用され勤務したが、A事業所B支局の退職からC社への入社まで1年以上の空白期間があり納得がいかない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所で一緒に働いていたとする同僚は既に死亡しており、申立人の勤務期間に関する供述を得ることができなかつたものの、同事業所において申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であった同僚に照会したところ、申立人の後任として勤務したとする同僚（同事業所における厚生年金保険の資格取得月は昭和 22 年 8 月）は、「私が入社した時、申立人は既に退職していた。」と供述している。

また、A事業所は、昭和 27 年 3 月 15 日に清算事務を終了していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができなかつた。

さらに、C社において申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であった同僚に照会したところ、昭和 22 年 12 月に資格取得している同僚は、申立人が運転手として勤務したのは1年ほど後だった旨の供述をしており、ほかの複数の同僚に聴取したものの、申立人の入社時期について供述を得ることができなかつた。

加えて、C社は、当時の関連資料は残っていないと回答しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができなかつた。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 18 日から 43 年 3 月 31 日まで
脱退手当金が支給された記録になっているが、A社B工場で働いた期間について脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、昭和 43 年 9 月 * 日に婚姻により改姓しているところ、脱退手当金の支給日以前の同年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名が変更されていることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月10日から38年8月4日まで
申立期間において、脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後20ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年8月4日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている者13人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め7人に資格喪失後6か月以内の支給記録が確認できる上、そのうちの一人は、事業主に代理請求をしてもらったと供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ昭和38年9月28日に回答していることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の同年12月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 41 年 7 月 26 日まで
私は、年金請求の相談に社会保険事務所（当時）に行った時、A事業所を辞めた後に脱退手当金をもらっていることを知ったが、脱退手当金の支給を受けた記憶は無かった。日本年金機構から『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』が届いたので、この申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の保険給付欄に、脱退手当金が支給されたことが記載され、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年9月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 14 日から 33 年 1 月 20 日まで
私は、平成 7 年頃社会保険事務所(当時)で、申立期間については既に脱退手当金として支給済みの記録であると言われたが、脱退手当金制度があることを知らない上、脱退手当金を受給した記憶も無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 33 年 2 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人の記載されているページ及びその前後 3 ページに記載のある同性の記録のうち、申立人の資格喪失日前後 5 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 24 人についてオンライン記録を確認したところ、14 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 11 人が 6 か月以内に支給されている上、脱退手当金を受給した同僚の一人は、同社に手続をしてもらい、同社から脱退手当金を受け取った旨述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。